

蚕糸業経営安定対策要綱の制定について

〔 1 0 農 産 第 3 4 9 号
平成 1 0 年 1 月 2 0 日
農林水産事務次官通達 〕

改正 平成 1 2 年 5 月 3 1 日 1 2 農産第 3 7 4 0 号
平成 1 3 年 5 月 2 5 日 1 3 生産第 9 0 3 号
平成 1 5 年 1 0 月 1 日 1 5 生産第 4 1 7 7 号

蚕糸業の経営安定対策については、取引指導繭価の仕組みが、養蚕、製糸、絹業、流通の関係者の合意により、平成 6 年度に導入されて以来今日まで、関係者の間において長く定着してきている。養蚕農家は取引指導繭価の基礎の上で生産に取り組み、更には、品質の向上努力により、これを上回る水準での繭代を取得し、経営の維持・安定を図ってきているところである。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律(平成 9 年法律第 62 号。以下「改正法」という。)の施行により、平成 10 年 4 月 1 日以降、安定価格帯制度は廃止されることとなるが、取引指導繭価での農家手取りを確保し、蚕糸業の経営の安定を図ることは引き続き蚕糸行政の基本であり、改正法の施行後においても、生糸の輸入に係る調整等に関する法律(昭和 26 年法律第 310 号)及び農畜産業振興事業団法(平成 8 年法律第 53 号)の運用などを通じて、取引指導繭価の実現を図る必要がある。

このため、従来の経緯を踏まえつつ、取引指導繭価の仕組みの運用のルール等を明確化することとし、別紙のとおり、蚕糸業経営安定対策要綱が定められたので、御了知の上、今後の蚕糸業経営安定対策の推進に当たり遺憾のないようにされたい。

以上、命により通達する。

蚕糸業経営安定対策要綱

第一 趣旨

この要綱は、取引指導繭価の実現に関し必要な事項を定めることにより、蚕糸業の経営の安定に資することを目的とする。

第二 定義

- 一 この要綱において「実需者輸入割当枠」とは、生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和26年法律第310号）第11条第1項の認定についての農林水産大臣への認定申請限度数量をいう。
- 二 この要綱において「輸入系調整金単価」とは、生糸の輸入に係る調整等に関する法律第10条第2項の農林水産大臣が定める額をいう。

第三 取引指導繭価の設定等

- 一 農林水産大臣は、毎生糸年度（毎年6月1日から翌年の5月31日までの期間をいう。）、当該年度の開始前の3月31日までに、実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み及び輸入系調整金単価の水準を定めるとともに、これと併せて、次の価格（以下「取引指導繭価等」という。）を定めるものとする。
 - ア 取引指導繭価
 - イ 下位指標価格及び上位指標価格
 - ウ 基準繭価
- 二 取引指導繭価は、養蚕農家の手取り繭価について、繭の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して、定めるものとする。
- 三 下位指標価格及び上位指標価格は、実需者輸入割当枠を調整するための指標として、生糸価格について、定めるものとする。
- 四 基準繭価は、製糸業者の支払い繭価について、下位指標価格並びに製糸業者の製造及び販売に要する経費を勘案して、定めるものとする。
- 五 農林水産大臣は、取引指導繭価等を定めたときは、遅滞なく、これを関係者に通知するものとする。

第四 生糸の輸入調整措置

生糸の実需者輸入割当枠については、年間割当数量の見込みをもとに四半期ごとに枠を設定するものとし、四半期ごとの枠の設定に当たっては、その時点における需給・価格の動向に応じ、その安定を図ることを旨として調整を行うものとする。

この場合には、下位指標価格及び上位指標価格をその増減調整の指標とするものとする。

なお、予期せざる需給変動等の事態が生じた場合において特に必要があるときは、増減の調整量等について所要の調整を行うことができるものとする。

第五 蚕糸業経営安定対策事業の実施

国は、第四の生糸の輸入調整措置を講ずることにより、基準繭価以上での繭代支払いを図るとともに、独立行政法人農畜産業振興機構と連携して、取引指導繭価の実現を図るものとする。

附 則

この通知による本要綱の改正は、平成15年10月1日から施行する。